

○西東京市スポーツ推進審議会規則

平成22年 3月31日

規則第25号

改正 平成23年 9月22日規則第45号

(趣旨)

第1条 西東京市スポーツ推進審議会条例（平成13年西東京市条例第202号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、西東京市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）に関し、必要な事項はこの規則に定めるところによる。

(任務)

第2条 条例第2条に規定するスポーツの推進に関する重要事項とは、おおむね次に掲げるとおりとする。

- (1) スポーツの施設及び設備の整備に関すること。
- (2) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- (3) スポーツ事業の実施及び奨励に関すること。
- (4) スポーツ関係団体の育成に関すること。
- (5) スポーツの技術水準の向上に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進のため市長が必要と認める事項に関すること。

(会議の招集方法)

第3条 審議会の会議（以下「会議」という。）の招集は、会議の開催の日時、場所及び会議に付議する事項をあらかじめ各委員に通知して行う。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則（平成23年 9月22日規則第45号）

この規則は、公布の日から施行する。